

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 20 年度

条 例 名		神奈川県 of 休日 を 定める 条例		
条 例 番 号		平成元年神奈川県条例第 12 号	法 規 集	第 1 編 第 5 章 第 1 節
所 管 部 局 室 課		総務部人事課		
条 例 の 概 要		地方自治法第 4 条の 2 に基づき、神奈川県 of 休日 を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容		備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	地方自治法の規定に基づき、県の休日について規定するものであり、必要な条例である。		
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	地方自治法の規定に基づき、県の休日として、原則、県の機関が執務を行わない日を定めた内容のものとして、現行の内容で有効に機能している。		
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	地方自治法の規定に基づき、県の休日について、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末、年始に限定して定めたものであり、効率的なものである。		
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	地方自治法の規定に基づき、県の休日について定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。		
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	地方自治法の規定に基づき、県の休日について定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。		
	その他			
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。		理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。		現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有	無